

G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県産イチゴの輸出促進を図るため、輸出に対応した生産体系への転換を図る生産者に対し、農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4輸国第3859号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和4年12月9日付け4輸国第3880号農林水産省輸出・国際局長通知）、及びG F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施規程（令和6年3月29日株式会社マイファーム制定）に基づき実施する生産体系の転換に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

国交付等要綱別表1の区分の欄の3の（1）の事業内容欄の2の事業

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の全てを満たす団体とする。

- ・ 3戸以上の奈良県内のイチゴ生産者で構成された代表者の定めのある組織。
- ・ 複数の構成員が前年度及び前々年度の両方でイチゴを輸出した実績を有する組織。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国交付等要綱別表1の区分欄の3の（1）の事業内容欄の2の（2）の事業。

(補助対象経費、補助金の額及び補助要件)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助要件は別表1のとおり。

(事業実施期間)

第6条 本事業の実施期間は、交付決定のあった日から当該年度の2月20日までとする。

(事業の公募)

第7条 本事業へ応募する者(以下、「応募者」という。)は、別記様式Aにより輸出向けイチゴ生産体系転換計画を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、事業実施主体の採択に当たり、応募者から提出された計画が適切であるか等について審査を行うものとし、審査が完了次第、速やかに応募者に対し通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 輸出向けイチゴ生産体系転換計画書(別記様式A)
- (2) 輸出向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書(別記様式B)
- (3) 輸出向けイチゴ生産資材利用計画書(別記様式C)
- (4) その他知事が必要と認める書類

なお、次条による交付決定の前に事業に着手する場合は、交付申請と同時にGFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付決定前着手届(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、第1項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 知事は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めると

きは、補助金の交付を決定し、当該申請者（以下、「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 前条第1項の規定による決定を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更等の承認の申請）

第11条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金変更承認申請書（第3号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則同号に規定する軽微な変更は、事業費の30%以内の増減及び補助金の30%以内の減額とする。

- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第3号様式の「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助金は原則として精算払とする。ただし、知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金概算払請求書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第13条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(事業遂行状況の報告)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在において、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金遂行状況報告書(第5号様式)を作成し、当該年度の1月8日までに知事に提出するものとする。ただし、第12条第2項の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金実績報告書(第6号様式)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

- (1) 輸向向けイチゴ生産体系転換実績報告書(別記様式A)
- (2) 輸向向けイチゴ生産資材利用実績報告書(別記様式C)
- (3) 輸向対応圃場防除履歴記録簿(別記様式E)
- (4) 輸向対応圃場専用出荷箱使用記録簿(別記様式F)
- (5) 輸向事業計画書(別記様式G)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第8条第2項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第12条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金消費税等仕入控除税額報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示に違反したとき
- (5) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (6) 補助事業に関して不正、事務手続きの遅延、その他不適当な行為をしたとき
- (7) 交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 前項に基づき整理及び保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により整理及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(入札又は見積り合せ)

第20条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、第9号様式による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月13日から施行する。

別表1 補助対象経費、補助金の額及び補助要件

補助対象経費	補助金の額	補助要件
<p>海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産体系への転換に係る経費のうち、以下の経費。 なお、(1)及び(2)の間の相互流用は可能とする。</p> <p>(1) 生物農薬費 海外の残留農薬基準値規制に対応した防除体系への転換に要するハダニ類・アザミウマ類・アブラムシ類に対する生物農薬（天敵製剤）及び関連資材の導入に係る経費。ただし、補助対象とする資材は別表2に定める。</p> <p>(2) 出荷資材費 輸出対応圃場と一般管理圃場で生産されたイチゴ果実を生産から流通まで明確に区別するために使用する輸出対応圃場専用出荷箱の導入に係る経費（出荷箱自体の購入経費と、出荷箱の新規作成に係る経費を含む）。ただし、実際に事業実施期間中に使用した数量分のみを補助対象とする。</p>	<p>定額 ただし、上限単価については別表2に定めるとおりとする。</p> <p>定額 ただし、上限単価については別表3に定めるとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産体系の転換に取り組む圃場（輸出対応圃場）を輸出向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書（別記様式B）により申告すること。 ・ 輸出対応圃場と一般管理圃場及びこれらで生産されたイチゴ果実を生産から流通まで明確に区別すること。 ・ 輸出対応圃場においては知事が別に定める防除基準に準拠した病害虫防除を実践し、同基準に基づく防除を継続できなくなった場合には、以後、当該圃場を一般管理圃場として取り扱うこと。 ・ 輸出対応圃場で生産されたイチゴ果実を、一定量、台湾または英国へ輸出すること。 ・ 県が本事業に関連して実施する残留農薬検査、輸出した商品の流通調査及びプロモーション活動に協力すること。 ・ 事業終了までに、本事業の実施を踏まえ、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく輸出事業計画を別記様式Gにより作成（または変更）すること。 ・ 事業開始前年、翌年及び翌々年の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、県の求めに応じて適宜写しを提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出先国または県が事業実施期間中に実施する残留農薬検査において残留基準値超過が確認されていない生産者の輸出対応圃場で使用する生物農薬及び関連資材であること。 ・ 輸出対応圃場における病害虫防除履歴を輸出対応圃場防除履歴記録簿（別記様式E）に記録し、県の求めに応じて適宜提出すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 色やデザイン等の特徴に基づき、輸出対応圃場と一般管理圃場で生産された商品を明確に区別可能な出荷箱であること。 ・ 使用する専用出荷箱について、輸出対応圃場専用出荷箱利用申告書（別記様式D）により11月末日までに申告すること。 ・ 輸出対応圃場で収穫されたイチゴを市場出荷する場合、原則的に全量を輸出対応圃場専用出荷箱により出荷すること。 ・ 輸出対応圃場専用出荷箱は輸出対応圃場以外では使用しないこと。 ・ 全輸出対応圃場の日別の出荷量と、輸出対応圃場専用出荷箱の使用数量を、輸出対応圃場専用出荷箱使用記録簿（別記様式F）に記録し、県の求めに応じて適宜提出すること。

別表2 補助対象となる生物農薬及び関連資材並びに上限交付単価

製品名	規格		上限交付単価 ※1	備考
	ボトル容量 または入数	含有天敵 頭数		
ミヤコカブリダニ製剤				
スパイカルEX *1	250ml	5,000	一定以上の 放飼量に対し 100頭あたり 327.5円	※2
	100ml	2,000		
ミヤコトップ *2	250ml	2,000		
ミヤコスター *3	300ml	2,000		
スパイカルプラス *1	100パック	5,000		
ミヤコバンカー *4 (システムミヤコくん)	100パック	10,000		
	50パック	5,000		
チリカブリダニ製剤				
スパイデックスバイタル *1	100ml	2,000	一定以上の 放飼量に対し 100頭あたり 252.5円	※3
チリトップ *2	500ml	2,000		
チリカ・ワーカー *5	100ml	2,000		
チリガブリ *4	30ml	2,000		
ミヤコカブリダニ・チリカブリダニ混合製剤				
ミッチトップ *2	250ml	ミヤコ 1,600 チリ 400	ミヤコ 同上 チリ 同上	※2 ※3
リモニカスカブリダニ製剤				
リモニカ *1	1000ml	12,500	30,000円	
ククメリスカブリダニ製剤				
ククメリスEX *1	1000ml	50,000	4,500円	9円
メリトップ *2	900ml	50,000	4,500円	/100頭
コレマンアブラバチ製剤				
アフィパール *1	100ml	500	6,900円	1,380円
コレトップ *2	100ml	250	3,450円	/100頭
アブラバチ用バンカー (含有天敵頭数欄の数値は着生するアブラムシ数)				
アブラバチ用バンカー *2	4個	800	2,200円	275円
アフィバンク *1	1個	500	1,375円	/100頭
バンカー給水資材				
バンカー植物給水キット *2	4個	-	2,200円	

*1 アリスタライフサイエンス(株)/*2(株)アグリセクト/*3 住化テクノサービス(株)
/*4 石原産業(株)/*5 小泉製麻(株)

※1 実際の購入単価(税抜)が上限交付単価を下回る場合、実際の購入単価に基づいて補助額を決定する。

※2 ミヤコカブリダニについては10,000頭/10a(慣行の倍)以上放飼した場合に、5,000頭/10a(慣行)を超える分を補助対象とする。

※3 チリカブリダニについては12,000頭/10a(慣行の倍)以上を放飼した場合に、6,000頭/10a(慣行)を超える分を補助対象とする。

別表3 出荷資材費に係る上限単価

補助対象経費	上限単価	備考
出荷箱新規作成経費 (印版・木型(抜型)作成経費)		
印版のみ作成の場合	200,000円	実際の契約価格(税抜)が上限 交付単価を下回る場合、実際の 契約価格に基づいて補助額を決 定する。
木型(抜型)+印版作成の場合	400,000円	
出荷箱(本体)	40円/個	同上。また、事業実施期間中に 実際に輸出対応圃場で収穫され たイチゴの出荷に使用された数 量分のみを補助対象とする。
出荷箱(蓋)	17円/個	